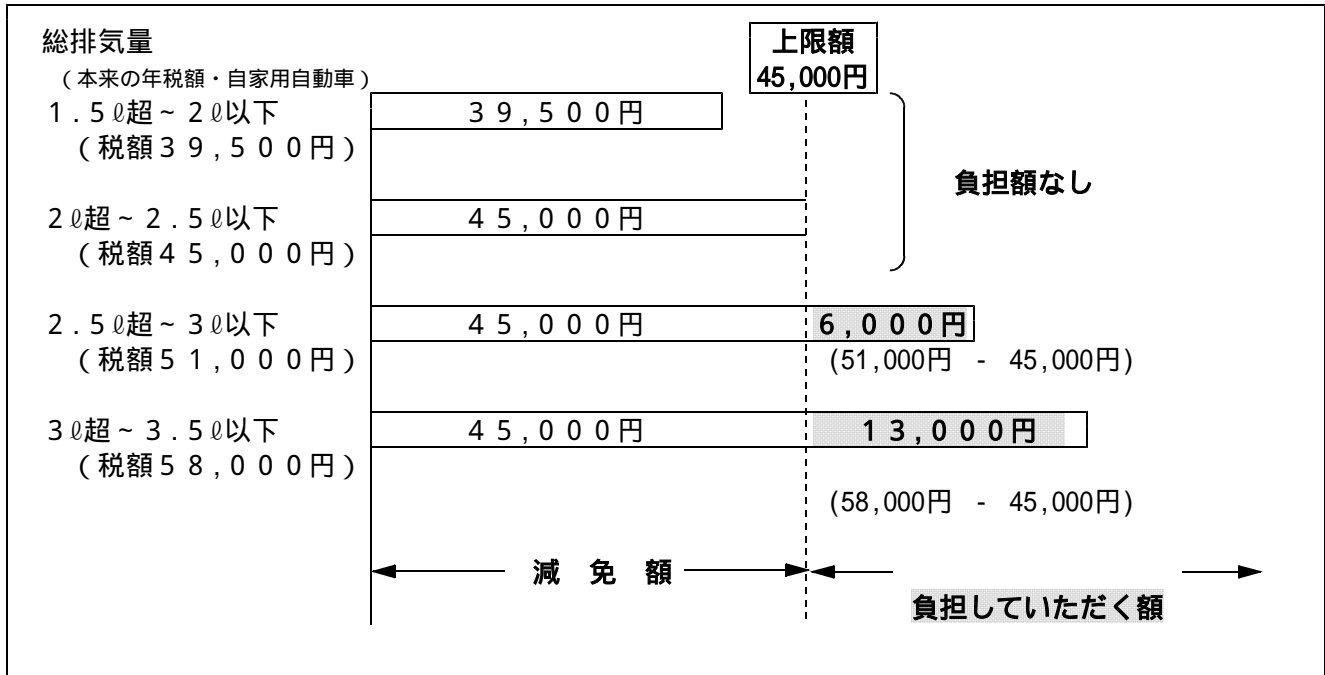


## 【減免額の限度額の設定】

### 〔自動車税〕

限度額

心身に障がい等のあるかたが所有し、本人が運転される自動車については、45,000円が限度額となります。



### 〔自動車取得税〕

限度額

心身に障がい等のあるかたが所有し、本人が運転される自動車については、250万円に税率を乗じて得た額が限度額となります。

心身に障がい等のあるかたのために特別の仕様により製造された自動車や、一般の自動車に同種の構造変更が加えられた自動車については、構造変更部分の価額に税率を乗じて得た額を併せて減免します。(例：車椅子の昇降装置・固定装置、浴槽等)

取得価額300万円の自家用乗用車の場合

$$(取得価額300万円 \times 税率5\%) - (上限額250万円 \times 税率5\%) = 25,000円$$

300万円の自動車に、100万円の構造変更を加えた自家用乗用車を取得した場合  
(取得価額は400万円)

$$取得価額400万円 \times 税率5\% - (構造変更費用100万円 + 上限額250万円) \times 税率5\% = 25,000円(負担していただく税額)$$